

- 5 変更事項
産業廃棄物処理施設の構造及び規模の変更
- 6 申請年月日
平成15年10月23日
- 7 申請書の縦覧場所
熊本県菊池市大字隈府1272番地10 熊本県菊池保健所衛生環境課
- 8 縦覧の期間及び時間
(1) 期間
平成15年12月10日から平成16年1月13日まで(日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。)
- (2) 時間
午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- 9 利害関係者の意見書の提出先及び記載事項
(1) 提出先
次のいずれかの部署に提出すること。
ア 〒862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県環境生活部廃棄物対策課
イ 〒861-1331 菊池市大字隈府1272番地10 熊本県菊池保健所衛生環境課
- (2) 記載事項
次の事項を日本語で記載すること。
ア 提出者の住所及び氏名
イ 対象とする事業名
事業が特定できるように記載すること。
(例)「九州産廃株式会社」が菊池市に設置している産業廃棄物処理施設(管理型最終処分場)の構造及び規模の変更事業」
ウ 生活環境の保全上の見地からの意見
- 10 問い合わせ先
不明な点等がある場合は、次のいずれかの部署に問い合わせること。
(1) 熊本県環境生活部廃棄物対策課 電話番号096-383-0628
(2) 熊本県菊池保健所衛生環境課 電話番号0968-25-4155

熊本県告示第1174号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第9条第1項の規定に基づき一般廃棄物処理施設の変更許可申請があったので、同法第9条第2項において準用する同法第8条第4項の規定により次のとおり告示し、申請書(添付された書類及び図面を含む。以下同じ。)を縦覧に供する。

なお、同法第9条第2項において準用する同法第8条第6項の規定により当該一般廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者(以下「利害関係者」という。)は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、熊本県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

平成15年12月10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請者の住所、名称及び代表者の氏名
熊本県菊池市大字西寺633番地2
九州産廃株式会社 代表取締役 前田博憲
- 2 一般廃棄物処理施設の設置の場所
熊本県菊池市大字原字向柏4565番18ほか
- 3 一般廃棄物処理施設の種類
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第5条第2項に掲げる一般廃棄物の最終処分場
- 4 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類
燃え殻、紙くず、木くず、廃プラスチック類、廃家電類、廃家具類、廃マット類、汚泥、ガラスくず等の焼却不適物
- 5 変更事項
一般廃棄物処理施設の構造及び規模の変更
- 6 申請年月日
平成15年11月4日
- 7 申請書の縦覧場所
菊池市大字隈府1272番地10 熊本県菊池保健所衛生環境課
- 8 縦覧の期間及び時間
(1) 期間
平成15年12月10日から平成16年1月13日まで(日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。)
- (2) 時間
午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- 9 利害関係者の意見書の提出先及び記載事項